

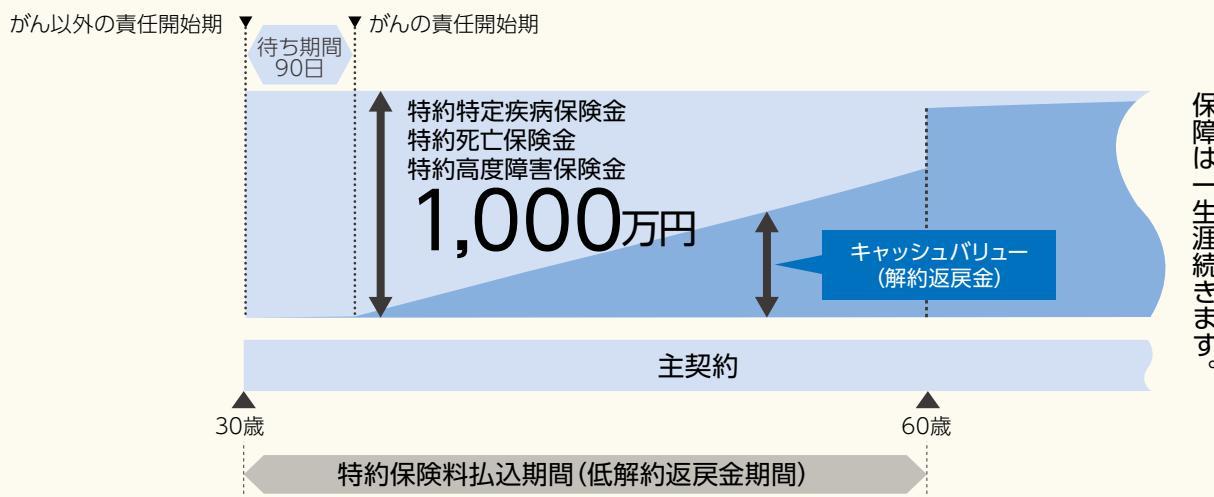
ジブラルタ生命の 低解約返戻金特則付 特定疾病保障終身保険特約(無配当)

がん・急性心筋梗塞・脳卒中になられたときに、保険金をお受取りいただける特約です。

特約付加例

- 契約年齢(被保険者) : 30歳(男性)
- 特約保険期間 : 終身
- 特約保険料(月払・口座振替扱) : 27,600円

- 特約保険金額 : 1,000万円
- 特約保険料払込期間 : 60歳満了



がん・急性心筋梗塞・脳卒中*になられたときに、**特約特定疾病保険金**をお受取りいただけます。

お受取りいただける特約特定疾病保険金で、治療費やリハビリ費、ご家族の生活費などの経済的負担を軽減することができます。

*がんについては、この特約の責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日が保障の開始日(がんの責任開始期)となるなど、特約特定疾病保険金のお支払いには所定の条件があります。
詳細は、裏面の「くわしくは…」を必ずご確認ください。

死亡や高度障害も保障します。

2 死亡または高度障害状態になられたときは、原因が「がん・急性心筋梗塞・脳卒中」でなくても、特約死亡保険金または特約高度障害保険金をお受取りいただけます。

※特約特定疾病保険金、特約死亡保険金、特約高度障害保険金のいずれかをお受取りいただいた場合、この特約は消滅し、以後の保障はなくなります。

3 低解約返戻金特則付なので、保険料が割安です。

3 特約保険料払込期間(低解約返戻金期間)中の解約返戻金額は、この特約を**低解約返戻金特則付**としなかった場合の70%に抑えているので保険料が割安になっています。



ご検討にあたってご確認いただきたい事項を裏面の「くわしくは…」に記載していますのでご覧ください。



特約保険料例（月払・口座振替扱）

特約保険期間：終身 特約保険金額：1,000万円の場合

(2020年4月1日現在)

特約保険料払込期間
60歳満了
85歳満了

男性		契約年齢(被保険者)			
		20歳	30歳	40歳	50歳
20,130円	20歳	27,600円	42,860円	87,330円	
16,360円	85歳満了	20,760円	27,950円	40,230円	

女性		契約年齢(被保険者)			
		20歳	30歳	40歳	50歳
19,840円	20歳	27,330円	42,100円	84,080円	
15,350円	85歳満了	19,210円	24,910円	33,290円	



くわしくは…

お支払いの対象となる疾病について

*1 がん	がんの責任開始期以後、初めてがん（悪性新生物）にかかったと医師によって病理組織学的所見（生検）により診断確定されたとき（がんの責任開始期とは、責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日をいいます。）
	対象：がん（悪性新生物）。ただし、下記①、②は対象となりません。 ①上皮内新生物 ②皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
*2 急性心筋梗塞	<つぎのいずれかに該当された場合> ・急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ・急性心筋梗塞の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき
	対象：虚血性心疾患のうち、急性心筋梗塞。ただし、狭心症等は対象とはなりません。
*2 脳卒中	<つぎのいずれかに該当された場合> ・脳卒中により初めて医師の診療を受けた日からその日を含めて60日以上、言語障害等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ・脳卒中の治療を直接の目的として、病院または診療所で公的医療保険の医科診療報酬点数で算定される手術を受けたとき
	対象：脳血管疾患のうち、くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞。

*1 責任開始日からその日を含めて90日目の日の翌日より前に、がんにかかったと一度でも診断確定されていた場合には、がんを原因として支払われる特約特定疾病保険金は保険期間を通じて支払われません。この場合、この特約は所定の急性心筋梗塞または脳卒中を対象とした保障として継続しますが、保険料の変更（減少）はありません。

*2 責任開始日以後の疾病を原因として発病した急性心筋梗塞または脳卒中が対象になります。

※ 癌の進行度を示す指標*3においてステージ0（0期）の病期分類となっている疾病は、特約特定疾病保険金のお支払対象ではありません。たとえば、上皮内癌、非浸潤癌（非浸潤性乳管癌、腎孟・尿管・膀胱における乳頭状非浸潤癌等）や大腸の粘膜内癌等は、特約特定疾病保険金のお支払対象ではありません。

*3 國際対がん連合（UICC）により発行された「TNM悪性腫瘍の分類」のことといいます。

低解約返戻金特則について

●この特約には低解約返戻金特則が付加されています。特約保険料払込期間（低解約返戻金期間）中における解約返戻金額は、この特約に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額に、低解約返戻金割合（70%）を乗じた金額となります。なお、特約保険料払込期間満了後の解約返戻金額は、この特約に低解約返戻金特則を付加しなかった場合の解約返戻金額と同額になります。

●低解約返戻金割合は、主契約の規定に基づく契約者貸付および保険料の自動振替貸付にご利用できる金額や、延長定期保険または払済保険への変更の際に用いる金額等にも適用されます。

●低解約返戻金特則を解約することはできません。

その他

- この特約は、主契約に付加してご契約いただきます。主契約によってはお取扱いできないことがあります。
- この特約の保険料払込方法には年払・半年払・月払がありますが、主契約と同一の払込方法になります。
- この特約の保険料のお払込みに関しては、主契約の自動振替貸付の規定が適用されます。



当パンフレットには、商品の仕組みや特徴をわかり易くご案内するために商品の概要を記載しています。

詳細については、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、当社所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や“保険金等をお支払いできない場合”などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

コールセンター 0120-37-2269 (通話料無料)

ジブラルタ生命のホームページ

<https://www.gib-life.co.jp/>